

令和8年度パラスポーツ用具貸出し事業業務委託仕様書

1 事業目的

障害者が身近な地域でスポーツに気軽に参加し、障害のある人もない人も共にパラスポーツを楽しめる環境を整備することで、パラスポーツの普及・拡大及び障害者への理解の促進と共生社会づくりを目指す。

2 事業の内容

(1) パラスポーツ用具貸出し事業

ア 目的

パラスポーツの用具（以下「用具」という。）を調達することが難しい県内の学校や施設等に対して用具を貸し出すことにより、県内で自主的なパラスポーツ体験等の取組が広がることを促進する。

イ 実施内容

(ア) 用具を適切に管理するとともに、用具の利用を希望する県内の学校や施設等に対して無償で貸出しを行う。用具の種類及び数量は、以下のとおりとする。

- ・バスケットボール用車いす11台
- ・テニス用車いす2台
- ・ボッチャボール12セット
- ・ボッチャスタンダードランプ2セット

(イ) 必要に応じ、用具のメンテナンスをする。

ウ 実施日数

通年とする。

エ 留意事項

(ア) 用具の所有者は県であるが、本事業の目的を達成するために委託契約期間中は受託者に無償で貸付けを行うものとする。

(イ) 用具は、本事業の実施のためにのみ使用するものとし、他の目的での使用はしないこと。

(ウ) 用具の保管場所を確保するとともに、管理台帳を作成する等して適切に管理を行うこと。

(2) その他

ア 事業の進捗状況について、県に3か月毎に報告すること。

イ 事業実施に際し事故等緊急の事態が生じた際は、速やかに県に報告すること。

ウ 本事業を実施する上で扱う参加者等の個人情報、委託契約書において別途定める個人情報取扱い特記事項に基づき適切な管理を行うこと。

3 委託業務実施の条件

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 実施計画

契約後、10日以内に別に定める事業実施計画書を提出すること。

(3) 実績報告

業務完了後、令和9年3月31日に別に定める事業実績報告書を提出すること。

4 その他

(1) 業務の実施に当たり、受託者は、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(3) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。

(4) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、県と受託者で協議の上決定する。

(5) 本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合、県は、受託者に対し調査の実施を命じ、又は契約の解除等を行うことができる。

(6) 県と十分に連絡をとりながら事業を実施すること。